

平成 2 9 年 3 月 2 3 日提出

# 教育委員会会議案

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 平成29年3月23日（木）午後7時30分

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名人の指名 渡部 佳子 委員
- 3 前回会議録作成の報告 高澤 茂夫 教育長 ・ 吉田 一雄 委員
- 4 付 議 議 案

議案番号	件 案 名	頁
議案第5号	平成29年度重点目標・施策について	2
議案第6号	木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第7号	木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について	8
議案第8号	木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について	10
議案第9号	木更津市社会教育委員の委嘱について	14
議案第10号	木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について	17
議案第11号	職務の級が6級以上の職員等の人事について	別冊 その2
議案第12号	木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について	別冊 その3
議案第13号	木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について	別冊 その4

- 5 報 告 事 項
  - (1) 報告第2号 臨時代理の報告について  
校長及び教頭等の任免の内申について（別冊その5）
  - (2) 報告第3号 専決事項の報告について  
木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について（2 OP）
- 6 そ の 他
- 7 閉 会 宣 言

議案第5号

平成29年度重点目標・施策について

別紙のとおり平成29年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

提案理由

平成29年度の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めるにあたり、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

議案第6号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について  
木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月23日

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）の一部を  
次のように改正する。

第13条の表教育部の項中学校教育課の目の次に次のように加える。

学校再編課	学校再編担当
-------	--------

第14条の表教育部の項学校教育課の目中「16 学校の環境衛生に関すること。」を  
17

学校の環境衛生に関すること。

に改め、  
学校教育に係る教育財産の取得又は処分、契約、登記及びその他管理に関すること。」

同目の次に次のように加える。

学校再編課	1 学校再編に係る基本方針の見直しに関すること。 2 学校再編に係る実施計画の推進に関すること。 3 学校再編関係機関との連絡調整に関すること。 4 学校再編に係る調査及び研究に関すること。
-------	--

第14条の表教育部の項学校給食課の目中「4 学校給食費に関すること。」を  
5 学校給

食費に関すること。

に改め、同項文  
食に係る教育財産の取得又は処分、契約、登記及びその他管理に関すること。」

化課の目中「13 芸術文化振興基金の管理に関すること。」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

平成29年度の組織改正及び木更津市公共施設整備基金条例の制定等に伴い、関係規則を整備しようとするものである。

新旧対照表

○木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則

新		
○木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年3月31日教育委員会規則第1号		
第13条 事務局に次の部、課及び担当を置く。		
部	課	担当
教育部	教育総務課	管理担当
	施設課	施設担当
	学校教育課	指導担当 学務保健担当
	学校再編課	学校再編担当
	学校給食課	給食担当 栄養担当
	生涯学習課	社会教育担当 青少年担当
	文化課	文化芸術振興担当 文化財担当
(分掌事務)		
第14条 前条に規定する部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		
部	課	分掌事務
教育部	教育総務課	略
	施設課	略
	学校教育課	1 学校の設置及び廃止の手続きに関する事。 2 通学区域に関する事。 3 通学路の認定に関する事。 4 教職員の人事及び給与に関する事。 5 就学、出席に関する事。 6 要保護、準要保護児童生徒援助費補助に関する事。 7 特別支援教育就学奨励費補助に関する事。 8 教育課程、学習指導その他学校教育の指導に関する事。 9 幼稚園就園奨励費補助に関する事。 10 教職員の研修に関する事。 11 教科用図書及び教材に関する事。 12 学校保健及び学校安全に関する事。

旧		
○木更津市教育委員会組織及び運営規則 昭和61年3月31日教育委員会規則第1号		
第13条 事務局に次の部、課及び担当を置く。		
部	課	担当
教育部	教育総務課	管理担当
	施設課	施設担当
	学校教育課	指導担当 学務保健担当
	学校給食課	給食担当 栄養担当
	生涯学習課	社会教育担当 青少年担当
	文化課	文化芸術振興担当 文化財担当
	(分掌事務)	
第14条 前条に規定する部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		
部	課	分掌事務
教育部	教育総務課	略
	施設課	略
	学校教育課	1 学校の設置及び廃止の手続きに関する事。 2 通学区域に関する事。 3 通学路の認定に関する事。 4 教職員の人事及び給与に関する事。 5 就学、出席に関する事。 6 要保護、準要保護児童生徒援助費補助に関する事。 7 特別支援教育就学奨励費補助に関する事。 8 教育課程、学習指導その他学校教育の指導に関する事。 9 幼稚園就園奨励費補助に関する事。 10 教職員の研修に関する事。 11 教科用図書及び教材に関する事。 12 学校保健及び学校安全に関する事。

	<p>13 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する こと。</p> <p>14 児童及び生徒の食育に関する こと。</p> <p>15 教職員及び児童生徒の健康診断に 関すること。</p> <p>16 学校の環境衛生に関する こと。</p> <p>17 <u>学校教育に係る教育財産の取得又は 処分、契約、登記及びその他管理に 関すること。</u></p>
学校再編課	<p>1 <u>学校再編に係る基本方針の見直しに 関すること。</u></p> <p>2 <u>学校再編に係る実施計画の推進に 関すること。</u></p> <p>3 <u>学校再編関係機関との連絡調整に 関すること。</u></p> <p>4 <u>学校再編に係る調査及び研究に 関すること。</u></p>
学校給食課	<p>1 学校給食の運営方針に関する こと。</p> <p>2 学校給食の実施計画に関する こと。</p> <p>3 学校給食施設の維持管理に関する こと。</p> <p>4 学校給食費に関する こと。</p> <p>5 <u>学校給食に係る教育財産の取得 又は処分、契約、登記及びその他 管理に関すること。</u></p>
生涯学習課	略
文化課	<p>1 文化財保護審議会に関する こと。</p> <p>2 木更津市史編集委員会に関する こと。</p> <p>3 文化財の調査、保護及び活用 に関すること。</p> <p>4 埋蔵文化財の対策に関する こと。</p> <p>5 文化財の指定及び管理に 関すること。</p> <p>6 芸術文化に係る教育財産の 取得又は処分、契約、登記及び その他管理に関すること。</p> <p>7 芸術文化関係機関との連絡 調整に関すること。</p> <p>8 芸術、文化の振興に関する こと。</p> <p>9 芸術文化団体の育成に 関すること。</p> <p>10 芸術、文化に係る補助金等 に関すること。</p> <p>11 芸術、文化情報の収集及び 提供に関すること。</p> <p>12 芸術、文化公演及び展覧会 等の開催並びに奨励に関する こと。</p>

	<p>13 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する こと。</p> <p>14 児童及び生徒の食育に関する こと。</p> <p>15 教職員及び児童生徒の健康診断に 関すること。</p> <p>16 学校の環境衛生に関する こと。</p>
学校給食課	<p>1 学校給食の運営方針に関する こと。</p> <p>2 学校給食の実施計画に関する こと。</p> <p>3 学校給食施設の維持管理に関する こと。</p> <p>4 学校給食費に関する こと。</p>
生涯学習課	略
文化課	<p>1 文化財保護審議会に関する こと。</p> <p>2 木更津市史編集委員会に関する こと。</p> <p>3 文化財の調査、保護及び活用 に関すること。</p> <p>4 埋蔵文化財の対策に関する こと。</p> <p>5 文化財の指定及び管理に 関すること。</p> <p>6 芸術文化に係る教育財産の 取得又は処分、契約、登記及び その他管理に関すること。</p> <p>7 芸術文化関係機関との連絡 調整に関すること。</p> <p>8 芸術、文化の振興に関する こと。</p> <p>9 芸術文化団体の育成に 関すること。</p> <p>10 芸術、文化に係る補助金等 に関すること。</p> <p>11 芸術、文化情報の収集及び 提供に関すること。</p> <p>12 芸術、文化公演及び展覧会 等の開催並びに奨励に関する こと。</p>

--	--	--

	13 芸術文化振興基金の管理に関すること。
--	-----------------------

議案第 7 号

木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について  
木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 29 年 3 月 23 日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則  
木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和 47 年木更津市教育委員会規則第 5 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 2 の注の 2(2)中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正しようとするものである。

新旧対照表

○木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>○木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 昭和47年12月20日 教育委員会規則第5号</p> <p>別表第2（第3条第1項） 補助金額一覧表 略</p> <p>注 1 略 2 次に掲げる就学前児童は、幼稚園児とみなし、第2子以降の対象とする。 (1) 略 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する<u>児童心理治療施設</u>に保護者の下から通う就学前児童 (3)・(4) 略 3 略</p>	<p>○木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 昭和47年12月20日教育委員会 規則第5号</p> <p>別表第2（第3条第1項） 補助金額一覧表 略</p> <p>注 1 略 2 次に掲げる就学前児童は、幼稚園児とみなし、第2子以降の対象とする。 (1) 略 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する<u>情緒障害児短期治療施設</u>に保護者の下から通う就学前児童 (3)・(4) 略 3 略</p>

議案第 8 号

木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 29 年 3 月 23 日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則

木更津市学校給食の実施に関する規則（平成 21 年木更津市教育委員会規則第 2 号）の一部を  
次のように改正する。

別表(1) 給食センター方式の表中木更津第三中学校の項を削り、同表に次のように加える。

畑沢中学校
-------

別表(2) 自校親子方式の表波岡小学校の項中「畑沢中学校」を「波岡中学校」に改め、同表  
八幡台小学校の項中「波岡中学校」を「木更津第三中学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(木更津市学校給食センター管理運営規則の一部改正)

2 木更津市学校給食センター管理運営規則（平成 21 年木更津市教育委員会規則第 3 号）の一  
部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(10) 畑沢中学校

提案理由

学校給食の実施方式の変更による学校の組み替えをおこなうため、関係規則の整備をしようと  
するものである。

新旧対照表

○木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則（本則）

新	旧																				
<p>別表（第2条）                      (1) 給食センター方式</p> <table border="1" data-bbox="226 501 488 1075"> <tr><td>木更津第一小学校</td></tr> <tr><td>木更津第二小学校</td></tr> <tr><td>清見台小学校</td></tr> <tr><td>畑沢小学校</td></tr> <tr><td>請西小学校</td></tr> <tr><td>真舟小学校</td></tr> <tr><td>木更津第一中学校</td></tr> <tr><td>木更津第二中学校</td></tr> <tr><td>太田中学校</td></tr> <tr><td>畑沢中学校</td></tr> </table>	木更津第一小学校	木更津第二小学校	清見台小学校	畑沢小学校	請西小学校	真舟小学校	木更津第一中学校	木更津第二中学校	太田中学校	畑沢中学校	<p>別表（第2条）                      (1) 給食センター方式</p> <table border="1" data-bbox="1115 501 1377 1075"> <tr><td>木更津第一小学校</td></tr> <tr><td>木更津第二小学校</td></tr> <tr><td>清見台小学校</td></tr> <tr><td>畑沢小学校</td></tr> <tr><td>請西小学校</td></tr> <tr><td>真舟小学校</td></tr> <tr><td>木更津第一中学校</td></tr> <tr><td>木更津第二中学校</td></tr> <tr><td>木更津第三中学校</td></tr> <tr><td>太田中学校</td></tr> </table>	木更津第一小学校	木更津第二小学校	清見台小学校	畑沢小学校	請西小学校	真舟小学校	木更津第一中学校	木更津第二中学校	木更津第三中学校	太田中学校
木更津第一小学校																					
木更津第二小学校																					
清見台小学校																					
畑沢小学校																					
請西小学校																					
真舟小学校																					
木更津第一中学校																					
木更津第二中学校																					
太田中学校																					
畑沢中学校																					
木更津第一小学校																					
木更津第二小学校																					
清見台小学校																					
畑沢小学校																					
請西小学校																					
真舟小学校																					
木更津第一中学校																					
木更津第二中学校																					
木更津第三中学校																					
太田中学校																					

(2) 自校親子方式

調理校	配食校
東清小学校	南清小学校
祇園小学校	清川中学校
岩根小学校	岩根西中学校
高柳小学校	岩根中学校
波岡小学校	波岡中学校
鎌足小学校	鎌足中学校
金田小学校	金田中学校
中郷小学校	中郷中学校
馬來田小学校	富来田中学校
八幡台小学校	木更津第三中学校

(2) 自校親子方式

調理校	配食校
東清小学校	南清小学校
祇園小学校	清川中学校
岩根小学校	岩根西中学校
高柳小学校	岩根中学校
波岡小学校	畑沢中学校
鎌足小学校	鎌足中学校
金田小学校	金田中学校
中郷小学校	中郷中学校
馬來田小学校	富来田中学校
八幡台小学校	波岡中学校

新旧対照表

○木更津市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則（附則第2項関係）

新	旧
<p>(配食校)</p> <p>第3条 給食センターは、次に掲げる学校に学校給食を配食するものとする。</p> <p>(1) 木更津第一小学校</p> <p>(2) 木更津第二小学校</p> <p>(3) 清見台小学校</p> <p>(4) 畑沢小学校</p> <p>(5) 請西小学校</p> <p>(6) 真舟小学校</p> <p>(7) 木更津第一中学校</p> <p>(8) 木更津第二中学校</p> <p><u>(9)</u> 太田中学校</p> <p><u>(10)</u> 畑沢中学校</p>	<p>(配食校)</p> <p>第3条 給食センターは、次に掲げる学校に学校給食を配食するものとする。</p> <p>(1) 木更津第一小学校</p> <p>(2) 木更津第二小学校</p> <p>(3) 清見台小学校</p> <p>(4) 畑沢小学校</p> <p>(5) 請西小学校</p> <p>(6) 真舟小学校</p> <p>(7) 木更津第一中学校</p> <p>(8) 木更津第二中学校</p> <p><u>(9)</u> 木更津第三中学校</p> <p><u>(10)</u> 太田中学校</p>



議案第9号

木更津市社会教育委員の委嘱について

別紙のとおり木更津市社会教育委員の委嘱をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第12号の規定により、議決を求める。

平成29年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

提案理由

木更津市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例（昭和25年木更津市条例第25号）第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものである。



## 木更津市社会教育委員候補者名簿

\* 委員構成は木更津市社会教育委員に関する条例第3条による。

任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	年齢	委員経験
1	学校教育の関係者	木更津市小中校長会	*選考中			
2		(学)君津学園木更津総合高校	ハチムラ ミユキ 鉢村 美幸	女	■歳	新規
3		(学)君津学園清和大学短期大学部	ヒラタ カズヨ 平田 和世	女	■歳	3期
4	社会教育の関係者	木更津市子ども会育成連絡協議会	*選考中			
5		木更津市青少年補導員連絡協議会	アンドウ シン子 安藤 順子	女	■歳	1期
6		木更津市青少年相談員連絡協議会	イタガキ イサオ 板垣 勲	男	■歳	1期
7		木更津市PTA連絡協議会	シライシ カズヨシ 白石 和義	男	■歳	新規
8		木更津市文化協会	ナカムラ ミどり 中村みどり	女	■歳	1期
9		木更津ユネスコ協会	キタシロ フキ 城戸 富貴	女	■歳	1期
10		木更津市立公民館運営審議会	*選考中			
11		家庭教育の向上の資する活動を行う者並びに学識経験のある者	保育グループ「こあらの会」会長	ヨシダ ヒロコ 吉田 裕子	女	■歳
12	放課後子ども教室コーディネーター		ハシモト ミチ子 橋本ミチ子	女	■歳	2期
13	元市PTA連絡協議会会長		ソダ スズキ 蘇我 芳章	男	■歳	10期
14	カルチャーセンター講師		リ ナ 李 テイ英	女	■歳	8期
15	元青年学級運営委員長		ジキ アキヒロ 地曳 昭裕	男	■歳	4期
16	元市PTA連絡協議会会長		ウチダ シンイチロウ 内田 慎一郎	男	■歳	3期
17	かずさFM代表取締役		イシムラ ヒロミ 石村比呂美	女	■歳	3期
18	元学校支援ボランティア推進委員		クマモト ヒデキ 熊本 秀樹	男	■歳	1期

議案第10号

木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について

別紙のとおり木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱をすることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第12号の規定により、議決を求める。

平成29年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

提案理由

木更津市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条並びに木更津市立公民館設置及び管理運営条例（昭和32年木更津市条例第29号）第6条及び第7条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものである。



木更津市立公民館運営審議会委員候補者名簿

\*委員構成については、木更津市立公民館設置及び管理運営条例第6条による。

任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

No.	委員構成	所属等	氏名	性別	年齢	委員経験
1	学校教育の関係者	木更津市小中校長会	*選考中			
2	社会教育の関係者	木更津市文化協会	スヤマ 陶山 隆司	男	■歳	新規
3		木更津ユネスコ協会	ムラカミ 村上 淑子	女	■歳	2期
4		保育グループこあらの会	フナキサコ 船木 迫久美子	女	■歳	新規
5	家庭教育の向上の資する活動を行う者並びに学識経験のある者	学識経験者（中央公民館）	キタムラ 北村 和則	男	■歳	新規
6		学識経験者（富来田）	キサ 岸 明子	女	■歳	新規
7		学識経験者（岩根）	アオキ 青木 健	男	■歳	6期
8		学識経験者（鎌足）	コウダ 古藤 田憲之	男	■歳	4期
9		学識経験者（金田）	タキ 元木 榮	男	■歳	2期
10		学識経験者（中郷）	ミミ 三上 由美子	女	■歳	2期
11		学識経験者（富岡）	スズキ 鈴木 正	男	■歳	1期
12		学識経験者（文京）	シミズ 清水 正夫	男	■歳	1期
13		学識経験者（八幡台）	アキタ 秋元 豊	男	■歳	新規
14		学識経験者（東清）	ヤマダ 山田 治子	女	■歳	7期
15		学識経験者（清見台）	ワタリ 渡利 明	男	■歳	1期
16		学識経験者（畑沢）	アンドウ 安藤 清康	男	■歳	1期
17		学識経験者（岩根西）	サワベ 澤邊 賢司	男	■歳	2期
18		学識経験者（西清川）	シミズ 清水 弘美	女	■歳	新規
19		学識経験者（波岡）	ツルオカ 鶴岡 栄次郎	男	■歳	新規
20	学識経験者（桜井）	ツルオカ 鶴岡 俊之	男	■歳	2期	

報告第3号

専決事項の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

教育長の専決

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第9条第1項の規定により、次のとおり専決する。

平成29年3月16日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

専決第1号

木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令  
について

別紙のとおり

木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月16日

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

木更津市教育委員会訓令第1号

事務局

各教育機関

木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令  
(木更津市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 木更津市教育委員会事務専決規程(昭和61年木更津市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2 学校教育課に関する事項の表の次に次のように加える。

学校再編課に関する事項

専決事項	専決者 教育長	教育部長	課長
(1) 学校再編に係る基本方針の見直し	○		
(2) 学校再編の実施計画			○

(木更津市教育委員会文書規程の一部改正)

第2条 木更津市教育委員会文書規程(平成16年木更津市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1 事務局の表学校教育課の項の次に次のように加える。

学校再編課	教学再
-------	-----

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表

○木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する教育委員会訓令（第1条関係）

新					旧				
○木更津市教育委員会事務専決規程 昭和61年4月23日教育委員会訓令第1号					○木更津市教育委員会事務専決規程 昭和61年4月23日教育委員会訓令第1号				
別表第2（第6条） 教育総務課に関する事項					別表第2（第6条） 教育総務課に関する事項				
略					略				
施設課に関する事項					施設課に関する事項				
略					略				
学校教育課に関する事項					学校教育課に関する事項				
	専決者	教育長	教育部長	課長		専決者	教育長	教育部長	課長
専決事項					専決事項				
(1) 教職員（県費負担教職員をいう。「以下この課において同じ。」）の人事及び給与に関する内申	○				(1) 教職員（県費負担教職員をいう。「以下この課において同じ。」）の人事及び給与に関する内申	○			
(2) 教職員の休暇					(2) 教職員の休暇				
ア 校長の休暇（病気休暇を含む。）			○		ア 校長の休暇（病気休暇を含む。）			○	
イ 分娩休暇				○	イ 分娩休暇				○
ウ 結核療養休暇			○		ウ 結核療養休暇			○	
エ 育児休暇の内申				○	エ 育児休暇の内申				○
(3) 教職員の研修の承認					(3) 教職員の研修の承認				
ア 校長			○		ア 校長			○	
イ 校長以外の教職員				○	イ 校長以外の教職員				○
ウ 海外研修			○		ウ 海外研修			○	
(4) 教職員の表彰	○				(4) 教職員の表彰	○			
(5) 教職員の事故報告	○				(5) 教職員の事故報告	○			
(6) 教職員の履歴事項変更届の受理				○	(6) 教職員の履歴事項変更届の受理				○
(7) 教職員の健康診断の実施				○	(7) 教職員の健康診断の実施				○

(8) 学校設置及び廃止の承認				○
(9) 学級編成の認可申請		○		
(10) 就学猶予又は免除の認可		○		
(11) 児童、生徒の事故報告				○
(12) 指導方針の決定				○
(13) 教育課程及び教育内容の決定		○		
(14) 教育実習の実施				○
(15) 研究学校の指定				○
(16) 通学路の認定		○		
(17) 学区外通学の承認				○
(18) 区域外就学の承認				○
(19) 振替授業の承認		○		
(20) 現級留置児童、生徒の報告				○
(21) 修学旅行の許可				○
(22) 児童、生徒の健康診断の実施				○
(23) 就学時の健康診断の実施				○
(24) 準要保護児童、生徒の認定及び廃止		○		
(25) 長欠児童、生徒の出席督促				○

(8) 学校設置及び廃止の承認				○
(9) 学級編成の認可申請				○
(10) 就学猶予又は免除の認可				○
(11) 児童、生徒の事故報告				○
(12) 指導方針の決定				○
(13) 教育課程及び教育内容の決定				○
(14) 教育実習の実施				○
(15) 研究学校の指定				○
(16) 通学路の認定				○
(17) 学区外通学の承認				○
(18) 区域外就学の承認				○
(19) 振替授業の承認				○
(20) 現級留置児童、生徒の報告				○
(21) 修学旅行の許可				○
(22) 児童、生徒の健康診断の実施				○
(23) 就学時の健康診断の実施				○
(24) 準要保護児童、生徒の認定及び廃止				○
(25) 長欠児童、生徒の出席督促				○

学校再編課に関する事項

専決事項	専決者	教育長	教育部長	課長
(1) 学校再編に係る基本方針の見直し				○
(2) 学校再編の実施計画				○

学校給食課に関する事項

略

生涯学習課に関する事項

略

文化課に関する事項

略

まなび支援センターに関する事項

略

学校給食センターに関する事項

略

公民館に関する事項

略

図書館に関する事項

略

青年の家に関する事項

略

郷土博物館金のすずに関する事項

略

市民学習会館及びコミュニティセンターに関する事項

略

学校給食課に関する事項

略

生涯学習課に関する事項

略

文化課に関する事項

略

まなび支援センターに関する事項

学校給食センターに関する事項

公民館に関する事項

図書館に関する事項

略

青年の家に関する事項

略

郷土博物館金のすずに関する事項

略

市民学習会館及びコミュニティセンターに関する事項

略

新旧対照表

○木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する教育委員会訓令（第2条関係）

新	旧																																		
<p>○木更津市教育委員会文書規程 平成16年4月1日教育委員会訓令第1号 別表第1（第5条第2項第2号） 事務局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>教育総務課</td><td>教総</td></tr> <tr><td>施設課</td><td>教施</td></tr> <tr><td>学校教育課</td><td>教学教</td></tr> <tr><td>学校再編課</td><td>教学再</td></tr> <tr><td>学校給食課</td><td>教学給</td></tr> <tr><td>生涯学習課</td><td>教生学</td></tr> <tr><td>文化課</td><td>教文</td></tr> </tbody> </table> <p>教育機関</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	課名	記号	教育総務課	教総	施設課	教施	学校教育課	教学教	学校再編課	教学再	学校給食課	教学給	生涯学習課	教生学	文化課	教文	略	略	<p>○木更津市教育委員会文書規程 平成16年4月1日教育委員会訓令第1号 別表第1（第5条第2項第2号） 事務局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>教育総務課</td><td>教総</td></tr> <tr><td>施設課</td><td>教施</td></tr> <tr><td>学校教育課</td><td>教学教</td></tr> <tr><td>学校給食課</td><td>教学給</td></tr> <tr><td>生涯学習課</td><td>教生学</td></tr> <tr><td>文化課</td><td>教文</td></tr> </tbody> </table> <p>教育機関</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	課名	記号	教育総務課	教総	施設課	教施	学校教育課	教学教	学校給食課	教学給	生涯学習課	教生学	文化課	教文	略	略
課名	記号																																		
教育総務課	教総																																		
施設課	教施																																		
学校教育課	教学教																																		
学校再編課	教学再																																		
学校給食課	教学給																																		
生涯学習課	教生学																																		
文化課	教文																																		
略	略																																		
課名	記号																																		
教育総務課	教総																																		
施設課	教施																																		
学校教育課	教学教																																		
学校給食課	教学給																																		
生涯学習課	教生学																																		
文化課	教文																																		
略	略																																		

平成29年度

# 重点目標・施策

木更津市教育委員会

# 目 次

平成29年度 基本方針	1
-------------	---

## 【重点目標・施策】

< I > 子育て支援の充実	2
～ 子育て支援の充実 ～	
1 私立幼稚園の振興	
< II > 学校教育の充実	3
～ 学校教育の充実 ～	
1 教育内容の充実	
2 教育環境の整備	
3 特別支援教育の推進	
4 生徒指導等の充実	
5 開かれた学校づくりの推進	
< III > 青少年の健全育成	8
～ 青少年の健全育成 ～	
1 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上	
2 青少年育成事業の推進	
3 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止	
< IV > 社会教育の推進	11
～ 社会教育の充実 ～	
1 生涯学習・社会教育推進体制の充実	
2 生涯学習・社会教育活動の充実	
3 図書館サービスの充実	
4 公民館活動の充実	
5 生涯学習・社会教育施設の整備	
< V > 市民文化の充実	16
～ 市民文化の充実 ～	
1 芸術文化活動の推進	
2 ふるさと文化の継承	
< VI > 人権擁護の推進	18
～ 人権擁護の推進 ～	
1 人権意識の高揚	

## 平成 29 年度 基本方針

木更津市教育委員会においては、平成 27 年 3 月に策定いたしました「木更津市教育振興基本計画」の基本指針『まなびあい、きらりかがやく「教育都市きさらづ」』を実現するため、魅力ある教育環境の整備を図り、子どもから高齢者まで、だれもがともに学びあえるまちづくりを推進してまいります。

また、平成 27 年 4 月にスタートした教育委員会新制度のもと、市長が平成 27 年 11 月に策定いたしました「木更津市教育大綱」に則して、各施策を進めてまいります。

平成 29 年度においては、この教育振興基本計画及び教育大綱を基本方針として、本市の基本構想及び第 1 次基本計画「きさらづ未来 活力創造プラン」に掲げる「子どもを育む環境づくり・まちを支える人づくり」の実現に向け、子育て支援の充実、学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の推進、市民文化の充実、人権擁護の推進の各施策を積極的に展開してまいります。

## 重点目標・施策

### < I > 子育て支援の充実

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出や就労形態による保育ニーズの多様化に対応するために、施設経営の基盤強化、教育環境の整備を中心に、幼児教育の充実を図ります。

～ 子育て支援の充実 ～

#### 1 私立幼稚園の振興

##### (1) 私立幼稚園振興事業の推進

- ① 私立幼稚園の振興を援助し、幼児教育の一層の普及と充実を図るため幼稚園就園奨励費補助制度の周知及び補助金による保護者支援を行うとともに、私立幼稚園振興費補助金により私立幼稚園を支援します。(学校教育課)

## < II > 学校教育の充実

家庭、地域社会、学校・行政の協働によるトライアングル子育て運動を基本に、学習習慣の形成、心の教育の充実、健康・体育・安全指導の充実を柱とする「学校教育木更津プラン」のもと、地域に開かれた市民・保護者から信頼される学校づくりをめざし、学校教育の充実のための施策を推進します。

### ～ 学校教育の充実 ～

#### 1 教育内容の充実

##### (1) 確かな学力の育成

- ① 学習意欲を高める授業づくりを推進するため、授業改善研究協力員を選出し、授業改善フェスティバルを開催します。(まなび支援センター)
- ② 学習に前向きな学級づくりを推進するため、学級経営に係る教職員研修を実施します。(まなび支援センター)
- ③ 算数・数学の基礎・基本の定着度を高め、学習意欲を向上させるため、算数・数学検定を年2回実施します。(まなび支援センター)

##### (2) 心の教育の推進

- ① 児童生徒の心の教育の充実を図るため、心の教育推進協議会を開催し、関係機関との連携を深め、多方面から同一歩調によるいじめ防止を中心とした心の教育を推進します。(学校教育課)

##### (3) 健康・体育・安全指導の充実

- ① 児童生徒の健康管理・推進を図り、健康への意識を高めるため、定期健康診断を実施します。(学校教育課)
- ② 児童生徒の運動意欲を高めるため、運動能力証の合格を推奨します。(学校教育課)
- ③ 児童生徒が自分自身の食生活を見直し、改善に向けた努力ができるよう、学校における食育を推進します。(学校教育課)
- ④ 体育指導の充実を図るため、教職員対象の実技研修会を開催します。(学校教育課)

##### (4) 読書活動の推進

- ① 各学校の読書環境の充実を図るため、小中学校に読書相談員を配置します。(学校教育課)
- ② 児童生徒の読書意欲、学習意欲を高めるための図書の選定・購入を行い、図書室の整備を図ります。(学校教育課)

(5) 国際理解教育の推進

- ① 児童生徒の外国文化や外国語に対する興味・関心を高めるため、外国語指導助手（ALT）を増員し、国際理解教育を推進します。（まなび支援センター）

(6) 情報教育の推進

- ① 情報モラルを身につけ、情報化社会に対応できる児童生徒を育成するためコンピュータを活用した情報教育を推進します。（まなび支援センター）

(7) キャリア教育の充実

- ① 児童生徒の社会的・職業的自立のために必要な基礎的・汎用的能力を育成するため、発達段階に応じて小学校6年生で就業密着観察学習、中学校2年生で職業体験学習を実施します。（学校教育課）

(8) 環境学習の推進

- ① 児童生徒に環境保全の意識を高めるため、社会科副読本「わたしたちの木更津」で、干潟のくらし、浄水場、下水処理場、ゴミ処理施設等を取り上げ、小学校3・4年生の環境学習に活かします。（まなび支援センター）
- ② 環境学習を継続的に行うため、小学校高学年、中学校においては社会科、総合的学習の推進計画の中に環境学習を位置づけ実施します。（学校教育課）

(9) 就学援助事業の推進

- ① 経済的に就学困難な保護者に経済的支援を行うため、要保護・準要保護児童生徒保護者へ就学援助を行います。（学校教育課）

(10) 市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の見直し

- ① 児童生徒数の推移の把握に努め、地域の実情を勘案し、小規模校の統合を推進します。（学校教育課）
- ② 人口急増地区の小中学校の通学区域の見直しを行います。（学校教育課）

## 2 教育環境の整備

(1) 管理用備品の整備

- ① 快適な教育環境を維持するため、老朽化した児童生徒用机・椅子を順次更新します。（教育総務課）

<対象校> 岩根小学校・高柳小学校・岩根中学校

(2) 学校施設の適正な保全

- ① 適正な教育環境を維持するため、老朽化の特に著しい学校施設の改修工事

を実施するほか、日常的に発生する建物や設備の不具合を適時補修することにより、施設の適正な維持・保全に努めます。(施設課)

(3) 中郷小学校の環境整備

- ① 校舎の解体工事を実施します。(施設課)
- ② 校舎・屋内運動場の建設工事を2ヵ年継続事業で実施します。(施設課)

(4) 祇園小学校の環境整備

- ① プールの解体工事を実施します。(施設課)
- ② プールの改築工事を実施します。(施設課)

(5) 畑沢小学校の環境整備

- ① 浄化槽新設工事を実施します。(施設課)

(6) 真舟小学校の環境整備

- ① 校舎増築工事を実施します。(施設課)

(7) 太田中学校の環境整備

- ① 屋内運動場屋根改修工事を実施します。(施設課)

(8) 金田小・中学校の環境整備

- ① 金田西特定土地区画整理事業の学校周辺整備に伴い、金田小学校の再配置計画によりグラウンドの整備工事等を実施するとともに、金田中学校の再配置計画を作成いたします。(施設課)

(9) 学校内のICT環境の整備

- ① 児童生徒の個人情報を含めた情報資産の共有及び保全を行い、校務の効率化と指導の充実を図るため、シンククライアントシステムの整備を段階的に進めます。(まなび支援センター・教育総務課)

(10) 学校給食における地産地消及び循環による食育の推進

- ① 給食食材の選定にあたっては、地産地消を図り、食育を推進します。また、給食残渣を活用した循環については、鎌足小中学校の事業を継続するとともに新規地区への事業拡大に取り組みます。(学校給食課)

(11) 学校給食費の徴収対策強化

- ① 学校給食費を管理する新システム稼動に伴い、これまで以上に学校給食費の滞納者に対する臨戸徴収及び電話督促を実施し、収納率の向上に努めます。(学校給食課)

### 3 特別支援教育の推進

#### (1) 特別支援教育体制づくりの推進

- ① 学校教育における特別支援教育の充実をめざし、特別支援連携協議会を開催し、特別支援教育に関わる関係機関との連携を深め、きめ細やかな対応を図ります。(学校教育課)
- ② 児童生徒一人ひとりの自立に向け、適切な就学先を協議し、保護者に助言するため、就学支援委員会を開催します。(学校教育課)

#### (2) 学校における特別支援教育の充実

- ① 学校において特別に支援が必要な児童生徒の個別支援を充実するため、スクール・サポート・ティーチャー（S S T）を増員するとともに、個別の教育支援計画の作成を推進します。(学校教育課)
- ② 学校において特別に支援が必要な児童生徒に対する指導法に係る指導・助言に当たるため、専門家チームによる巡回相談を実施します。(学校教育課)
- ③ 学校における特別支援教育体制の整備と充実を図るため、特別支援教育コーディネーター研修会を開催します。(学校教育課)
- ④ 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費による保護者支援を行います。(学校教育課)

#### (3) 就学時学校適応事業の推進

- ① 言葉の発達に課題のある就学前幼児の早期発見、早期相談に対応するため年長幼児の言語検査を実施します。(まなび支援センター)
- ② 言葉の発達に課題のある就学前幼児の言語指導を行うため、言語教室事業を推進します。(まなび支援センター)

### 4 生徒指導等の充実

#### (1) 学校内の教育相談体制の整備

- ① 学校内に児童生徒が相談しやすい体制を作り、教職員とともに積極的な教育相談活動ができるようにするため、教育相談関係の職員（スクールカウンセラー・心の教室相談員）を配置します。(学校教育課)

#### (2) 学校外の教育相談体制の整備

- ① 不登校等、児童生徒が抱えている諸問題の改善・解消に向け、精神科医・臨床心理士等による教育相談教室を定期的実施します。(まなび支援センター)

(3) 学校適応指導教室の充実

- ① 不登校児童生徒の気持ちに寄り添う支援を行い、通級者の学校復帰・社会復帰を促進するため、学校適応指導教室「あさひ学級」での指導を充実します。(まなび支援センター)

5 開かれた学校づくりの推進

(1) 地域の教育力を生かす事業の推進

- ① 家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動、開かれた学校づくりを推進するため、学校支援ボランティア推進委員会を組織し、学校支援ボランティア活動推進事業の充実を図ります。(学校教育課)
- ② 地域と連携した学校運営を推進するため、学校評議員制度推進事業の充実を図ります。(学校教育課)

(2) 学校評価事業の推進

- ① 的確な学校評価を実施し、各学校の教育施策、教育活動の改善を図るため、「学校評価木更津システム」を推進します。(学校教育課)
- ② 「学校評価木更津システム」の学校自己評価を公表するとともに、学校評議員による学校関係者評価も併せて実施し、学校評価を開かれた学校づくりに活かします。(学校教育課)

## ＜Ⅲ＞ 青少年の健全育成

青少年の健やかな成長と自立を実現するために、家庭、地域、学校・行政をはじめ、社会全体で青少年を育み、支える環境づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。あわせて青少年育成事業や教育環境の整備に取り組みます。

～ 青少年の健全育成 ～

### 1 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上

#### (1) 青少年育成の総合的計画の策定

- ① 青少年の健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整備するため、子ども・若者育成支援推進法に基づく国・県の施策等を踏まえた、本市の青少年健全育成の方向性を示す総合的な計画の策定に向け、調査・検討を進めます。  
(生涯学習課)

#### (2) 青少年育成支援施策の総合的な推進

- ① 青少年の指導育成、保護、矯正に関する総合的施策や自立支援方策等について必要な事項を調査・審議するとともに、関係機関との連絡調整を図るため、青少年問題協議会を開催します。(生涯学習課)

#### (3) 地域の教育力の向上

- ① 家庭、地域、学校・行政が連携して地域の教育力の向上を図るため、子どもたちの居場所づくりを進める「放課後子供教室推進事業」や「生き生き子ども地域活動促進事業」等の実践的取り組みを通して高めていきます。(生涯学習課)

#### (4) 地域の青少年健全育成活動の支援

- ① 青少年の健全育成を推進するため、県と連携し青少年相談員活動の充実と制度の活性化を図ります。(生涯学習課)
- ② 地域での青少年健全育成活動を推進するため、子ども会育成連絡協議会、青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援します。(生涯学習課)

### 2 青少年育成事業の推進

#### (1) 青少年育成事業の実施

- ① 青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業など、青少年育成に関する各種事業を実施します。(生涯学習課)

(2) 少年自然の家キャンプ場の利用促進

- ① 少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、積極的な広報等による利用促進を図ります。また、豊かな自然環境と真里谷城跡の歴史的環境を生かした事業や若者を対象とした事業など、新たなプログラムの実施に向けて取り組みます。(生涯学習課)
- ② 昨年度発生した北キャンプ場内の法面崩落に伴い、北キャンプ場の一般使用を中止し、テントベースの撤去とフェンス設置等を行います。(生涯学習課・施設課)
- ③ 老朽化した施設の計画的な整備に努めるとともに、中長期的な施設の改修・整備計画の策定に向けた検討を行います。(生涯学習課・施設課)

(3) ボランティアの活用と活性化

- ① 青少年のさまざまな活動を支援するため、アフタースクールボランティアやユースボランティアなど各種ボランティアを活用するとともに、各ボランティアの活性化を図ります。(生涯学習課)

3 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止

(1) 社会教育指導員等専門家による相談活動の実施

- ① さまざまな問題に悩む幼児から青少年及びその保護者への支援を行うため社会教育指導員等専門家による相談活動(電話相談・来所相談・メール相談)を実施します。(まなび支援センター)

(2) 青少年への愛の一声運動による非行防止活動

- ① 青少年の非行防止と健全育成を図るため、青少年補導員による地区街頭補導、乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーンなどの「青少年への愛の一声運動」を関係機関・団体との連携のもと行います。(まなび支援センター)

(3) 青少年非行防止啓発活動の実施

- ① 青少年の非行防止と健全育成に関する啓発のため、青少年健全育成だより「News Letter」の発行や青少年指導関係活動報告「青少年に愛の一声を」を発行するとともに、関係機関や学校、また地区住民会議や地域の各種団体と連携し、地域ぐるみの非行防止啓発活動に取り組みます。(まなび支援センター・生涯学習課)

(4) 有害環境浄化活動の推進

- ① 青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関や青少年補導員・青少年相談員・PTAなど地域の関係団体と連携し、青少年を取り巻く有害環境浄

化活動を推進します。（まなび支援センター・生涯学習課）

（５）連携・ネットワークによる青少年指導関係事業の実施

- ① 青少年育成、非行防止に関わる関係機関・団体・有識者との連携を図り、まなび支援センターの青少年指導関係事業を効果的に運営するために、青少年指導関係運営協議会を開催します。（まなび支援センター）

## <IV> 社会教育の推進

さまざまな暮らしの課題に対し、市民がいつでも、だれでも学習できる環境を整えるとともに、広く市民の声を聞きながら、生涯学習のまちづくりを推進するために、必要な学習機会を提供し、その活動を奨励します。また、生涯学習を通じて人をつなぎ、学んだ知識を地域づくりに活かすことができる環境を整備します。

また、社会教育を推進する体制の充実や社会教育施設の整備を図ります。

### ～ 社会教育の充実 ～

#### 1 生涯学習・社会教育推進体制の充実

##### (1) 市民参画による社会教育行政の推進

- ① 広く民意を反映し、社会教育行政の推進を図るため、社会教育委員会議に社会教育推進施策等を諮問し、答申や意見を求めます。（生涯学習課）
- ② 総合的な生涯学習の推進にあたり、広く市民の意見や要望を取り入れるため、生涯学習推進協議会を開催します。（生涯学習課）

##### (2) 社会教育振興のための施策の充実

- ① 社会教育振興施策の充実を図るため、各種研修会を開催するとともに、近隣3市や県内の社会教育に関係する団体の活動等にも参加し、関係職員、関係委員等の資質の向上に努めます。（生涯学習課）
- ② 視聴覚教育の充実を図るため、君津地方視聴覚教材センターに負担金を支出し、視聴覚教材の充実と研修機会の拡充を支援します。（生涯学習課）

##### (3) 生涯学習の基盤整備と総合調整

- ① 生涯学習事業の財源確保を図るため、生涯学習事業基金の運用益や寄附金を基金に繰り入れます。（生涯学習課）
- ② 効果的な生涯学習の振興を図るため、必要に応じて生涯学習関係機関等の意見交換の場を設けます。（生涯学習課）

##### (4) 専門職員による学習支援体制の整備

- ① 市民の多様な学習ニーズに応え、さまざまな学習機会を提供し、学習活動を側面から支援するため、専門職員である社会教育主事、司書、学芸員による学習支援体制の整備に努めます。（生涯学習課）

##### (5) 第2次生涯学習基本構想・生涯学習基本計画の策定

- ① いつでも、どこでも、だれでも自由に学べる「生涯学習都市きさらづ」をめざして、新たな推進施策の展開を図るため、「第2次生涯学習基本構想」・

「生涯学習基本計画」の策定に向けた調査・研究を進めます。(生涯学習課)

## 2 生涯学習・社会教育活動の充実

### (1) 子育て・家庭教育支援事業の充実

- ① 家庭教育の不安や悩みを解消するため、家庭、地域、学校・行政が一体となって家庭の教育力向上を図ります。(生涯学習課)
- ② 家庭教育支援として、子育てについての学習機会の拡充に努め、親が互いに子育てについて学びあい、親として育ちあうことを応援する学びの環境を充実します。(生涯学習課)

### (2) 女性の自立と社会参加の促進

- ① 女性の社会参加の促進や地域社会・まちづくりへの積極的な関わりを推進するため、女性が現代的課題や地域課題を学ぶ機会の拡充に取り組みます。また、性別に関わらず市民がその個性と能力を発揮できる社会づくりに努めます。(生涯学習課)

### (3) 生涯学習を通じたまちづくりの振興

- ① 学習意欲の高揚と高度で専門的な学習ニーズに対応するため、市内高等教育機関と連携した公開講座の開催や「動く教室」として生涯学習バスの運行を行います。(生涯学習課)
- ② 市民による生涯学習活動の一層の拡充と生涯学習を通じたまちづくりの振興を図るため、活動の成果発表の場として生涯学習フェスティバルの開催や生涯学習に関するさまざまな啓発事業を実施します。(生涯学習課)

### (4) 社会教育関係団体の育成と支援

- ① 社会教育関係団体との協働の事業を推進するため、また団体が自主的に行う社会教育活動の円滑な運営や一層の充実を図るため、求めに応じて助言・指導するとともに、実施する事業に補助金を交付し活動を支援します。(生涯学習課)

### (5) 生涯学習成果の活用

- ① 生涯学習活動により培ってきた知識や経験など、市民の生涯学習の成果をそれぞれの社会生活や地域社会に活かすため、生涯学習ボランティアの仕組みづくりを進めます。(生涯学習課)

### 3 図書館サービスの充実

#### (1) 地域の実情に即した図書館運営

- ① 利用者の要望及び社会の要請に応えるため、基本的運営方針、資料の収集方針、年度ごとの事業計画を作成公表することにより図書館運営の透明性を確保するとともに、地域の実情に即した図書館運営を進めます。また、運営の状況、目標の達成状況等に関して自らの点検及び評価を行うとともに、図書館協議会において評価を行います。（図書館）
- ② 市民の生活や仕事に関する課題及び地域に関する課題の解決に向けた活動を支援するため、本市の実情に即した情報や資料を収集・整備・提供します。また、県内外の公共図書館、大学図書館や他機関との連携の強化を図り、豊富な情報資産を活用して、司書によるレファレンス機能を充実させ、的確な情報提供を行います。（図書館）
- ③ 危機管理マニュアルの作成により、利用者の安全・安心を図るとともに、社会情勢を踏まえた危機管理体制を徹底します。（図書館）
- ④ 障害者をはじめとする、活字による読書にハンディキャップのある利用者に対するサービスの充実を図ります。（図書館）

#### (2) 公民館図書室の充実

- ① 図書館遠隔地の市民の読書環境を整備するため、公民館との連携を強化するとともに、計画的に図書の入替えを進め、公民館図書室の整備・充実を図ります。（図書館）

#### (3) 学校との連携の強化

- ① 子どもの読書活動の推進を支援するため、児童図書の整備、学校及び教諭、読書相談員との連携を強化します。（図書館）

#### (4) 魅力ある図書館事業の展開

- ① 地域住民の学びを支える図書館づくりを図るため、図書館ホームページ・図書館報等により情報を発信するとともに、利用者・地域・他機関との協働・連携を推進し、魅力ある講演会・講座・展示会等の事業展開に努め、利用者の一層の拡大を図ります。（図書館）

### 4 公民館活動の充実

#### (1) 高度で多様化する市民の学習要求や現代的課題に対応した事業の展開

- ① 市民の学習要求に応えるため、各種学級・講座を実施します。（公民館）
- ② 安心して暮らせる地域社会の構築を図るため、現代的課題や地域課題の解決に向けた学級講座を実施します。（公民館）

(2) 家庭教育に関する各種学習機会の提供

- ① 家庭教育の充実を図るため、小中学校や地域の教育機関との連携を進めます。(公民館)
- ② 子育てに関する不安や悩みを解消するため、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座を実施します。(公民館)
- ③ 地域において乳幼児と親が孤立しないため、気軽に集える場を提供し、子育てを支援します。(公民館)

(3) 地域ぐるみの青少年教育事業の展開

- ① 未来を担う青少年の健全な育成を図るため、サタデースクール事業等の青少年教育事業を実施します。(公民館)
- ② 地域ぐるみの青少年健全育成を促進するため、生き生き子ども地域活動促進事業を支援します。(公民館)
- ③ 効果的な事業の推進を図るため、地域や学校、各種関係機関との連携・協働を進めます。(公民館)
- ④ 青少年教育事業の充実を図るため、地域の多様な人材を活用します。(公民館)

(4) 高齢者の学習機会の提供と社会参加の促進

- ① 高齢者の生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者教室を実施します。(公民館)
- ② 豊かで活力のある長寿社会の実現のため、自身の持つ豊富な知識や経験を講座等で活用し、高齢者の社会参加を促進します。(公民館)

(5) 市民とともに歩む公民館活動の推進

- ① 民意を反映した公民館運営の推進を図るため、公民館運営審議会を開催し、各種の事業の企画・実施につき調査審議します。(公民館)
- ② 地域住民の自主的な社会教育活動を推進するため、市民参画による事業を進めます。(公民館)
- ③ 地域の絆づくりと新たなコミュニティ形成を図るため、地域住民や各種関係機関との協力支援体制を構築します。(公民館)
- ④ 地域づくりを担う人づくりを進めるため、学びあいを通して地域の中に人と人との関係性を構築する事業に取り組みます。(公民館)

5 生涯学習・社会教育施設の整備

(1) 公民館の総合的な整備計画の策定

- ① 今後の公民館の整備や老朽化した施設の改修を含めた公民館の総合的な整備計画の策定に向け、「木更津市公共施設再配置計画」を踏まえ、関係部等

と協議していく中で検討します。（生涯学習課）

（2）社会教育施設の適正な保全

- ① 快適に学習できる環境を維持するため、日常的に発生する建物や設備の不具合を適時補修することにより、施設の適正な維持・保全に努めます。（施設課）

（3）社会教育施設の使用料・手数料の見直し

- ① 「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、社会教育施設の使用料等の見直しを検討します。（生涯学習課・文化課）

（4）《（仮称）金田地域交流センター》の整備

- ① 市長部局と連携し、金田地区の生涯学習・社会教育の拠点となる《（仮称）金田地域交流センター》の整備に努めます。（生涯学習課・公民館）

## <Ⅴ> 市民文化の充実

市民がふるさとの歴史や文化に誇りと愛着を持つために、地域の芸術文化を育む環境づくりを図りながら多彩な芸術文化活動の高揚をめざします。また、歴史的な文化遺産と豊かな自然を後世に伝えていくため、埋蔵文化財、古文書、民具、伝統行事などを保存し、継承するとともに、自然の保護や記録に努めます。

### ～ 市民文化の充実 ～

#### 1 芸術文化活動の推進

##### (1) 芸術文化活動の充実

- ① 児童生徒の芸術文化に触れる機会を充実させるため、音楽鑑賞教室事業（交響楽鑑賞2校、邦楽鑑賞3校）を実施します。（文化課）
- ② 「芸術に親しむ会」として市民を対象とした美術展覧会の観覧や一流の芸術団体を招いたコンサートを開催するとともに、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。（文化課）
- ③ 芸術文化の向上を図るため、収蔵作品の適正な保存、管理及び活用に努めます。（文化課）

##### (2) 芸術文化団体への支援

- ① 木更津市文化協会をはじめとする各種芸術文化団体との協働の事業を推進するため、情報の提供や助言・指導するとともに、各種団体が実施する自主的な事業に補助金を交付し活動を支援します。（文化課）

#### 2 ふるさと文化の継承

##### (1) 文化財保護対策の推進

- ① 市内に所在する有形・無形の文化財、史跡、天然記念物など、文化遺産の保護を図るため、本市の歴史、文化、自然の保存・活用・周知に努めます。（文化課）
- ② 市内の文化財を保存するため、伝承する団体の求めに応じた助言・指導とともに、実施する事業に補助金を交付し活動を支援します。（文化課）

##### (2) 埋蔵文化財保護対策の推進

- ① 埋蔵文化財保護のため、開発事業に対応した調整を迅速かつ円滑に図り、必要な発掘調査を実施します。（文化課）
- ② 発掘調査で出土した資料の記録保存や博物館等における展示への活用を図るため、埋蔵文化財の整理作業を実施し、調査報告書等を刊行します。（文

化課)

- ③ 埋蔵文化財保護事業の円滑な展開と作業効率の向上を図るため、「(仮称) 埋蔵文化財センター」の機能設置に向けた計画の策定について継続して関係各課等との調整に努めます。(文化課)

(3) 木更津市史編さん事業の推進

- ① 新たな「木更津市史」を編さんするため、木更津市史編集部会による調査・研究を継続して行うとともに、作業効率の向上を図るため「(仮称) 木更津市史編さん室」の設置に向けた検討を進めます。また、市民協働による新たな「木更津市史」編さん事業を推進します。(文化課)
- ② 本市の歴史や文化、また豊かな自然への関心を高めるため、「木更津市史」編さんによる調査・研究成果に関する公開講座の実施や「木更津市史編さんだより」、「木更津市史研究」、「公開講座記録集」を刊行します。(文化課)

(4) 協働による博物館事業の推進

- ① 博物館事業の充実を図るため、学校の受入れ等を積極的に行う博学連携事業及び市民が博物館事業の運営に参画する連携事業をさらに推進し、利用者の増大に努めます。(郷土博物館金のすず)

(5) 金鈴塚古墳出土品の調査研究の推進

- ① 金鈴塚古墳出土品の国宝化をめざして推進事業に取り組むとともに、国の機関等との共同研究の成果を踏まえ再整理報告書刊行に向けた準備をします。(文化課・郷土博物館金のすず)

(6) 郷土に関する調査研究の推進と博物館事業の充実

- ① 博物館事業の充実を図るため郷土に関する調査研究を、市民、研究者及び研究協力機関と協力して推進し、その成果を企画展事業や講座、体験教室等に反映させます。(郷土博物館金のすず)
- ② 郷土の歴史を辿り、史資料の展示・公開により文化財の有効活用を図ります。(郷土博物館金のすず)
- ③ 戦国期(中世)の真里谷武田氏をテーマとした特別展「(仮) 木更津の中世～真里谷武田氏とその時代～」を開催します。(郷土博物館金のすず)

## <VI> 人権擁護の推進

さまざまな差別意識を解消し、相互に基本的人権を尊重し、すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現するために、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図ります。

～ 人権擁護の推進 ～

### 1 人権意識の高揚

#### (1) 人権教育研修会の開催

- ① 差別のない人権が尊重される社会の実現のため、人権の理念を普及し、その理解を深めるための研修を行います。（生涯学習課）

#### (2) 人権啓発活動の実施

- ① さまざまな人権侵害など、人権問題に対する市民の理解を深め、人権に対する意識を高めるため、啓発活動を推進します。（生涯学習課）

平成 2 9 年 3 月 2 3 日提出

# 教育委員会会議議案

(その2 議案第11号)

木更津市教育委員会

議案第 11 号

職務の級が 6 級以上の職員等の人事について

別紙のとおり職務の級が 6 級以上の職員等の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 5 号の規定により、議決を求める。

平成 29 年 3 月 23 日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

提案理由

平成 29 年 3 月 31 日付け、及び 4 月 1 日付けの職員（職務の級が 6 級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員）の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。

## 1 職務の級が6級以上の職員

### (1) 退職（平成29年3月31日付） 4名

現 職 名	氏 名	備 考
教育部参事 教育部学校教育課長事務取扱い	廣 部 昌 弘	木更津市立木更津第一中学校校長
教育部学校教育課主幹 (指導担当総括)	今 井 克 彦	木更津市立清見台小学校校長
木更津市郷土博物館金のすず副館長 (博物館担当総括)	半 澤 隆	
木更津市立清見台公民館長	原 敏 美	

### (2) 採用（平成29年4月1日付） 3名

新 職 名	氏 名	備 考
教育部参事 教育部学校教育課長事務取扱い	河 野 勝	木更津市立富来田中学校校長
教育部学校再編課主幹 (学校再編担当総括)	内 海 雅 彦	木更津市立木更津第一小学校教頭
木更津市まなび支援センター所長 (教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括)	齊 藤 毅 人	木更津市立岩根中学校教頭

### (3) 転出（平成29年4月1日付） 2名

現 職 名	氏 名	新 職 名
教育部次長 教育部教育総務課長事務取扱い	齊 藤 良 二	監査委員事務局長
教育部生涯学習課主幹 (青少年担当総括)	篠 田 貞 明	企画部情報政策課副課長 (情報システム担当総括)

### (4) 転入（平成29年4月1日付） 4名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部次長 教育部教育総務課長事務取扱い	岩 埜 伸 二	財務部収税対策室長
教育部学校給食課長	真戸原 裕 二	経済部観光振興課長
教育部生涯学習課主幹 (青少年担当総括)	池 田 ゆかり	会計室主幹 (会計担当総括)
木更津市立岩根公民館主幹 木更津市立岩根公民館副館長事務取扱い	萱 野 勉	財務部収税対策室次長 (特別整理担当総括)

### (5) 昇格（平成29年4月1日付） 1名

新 職 名	氏 名	現 職 名
木更津市郷土博物館金のすず副館長 (博物館担当総括)	稲 葉 昭 智	木更津市郷土博物館金のすず副主幹

### (6) 異動（平成29年4月1日付・昇格を伴う異動を除く） 4名

新 職 名	氏 名	現 職 名
教育部学校再編課長	岡 田 正 浩	教育部学校給食課長
教育部学校教育課主幹 (指導担当総括)	篠 田 薫	木更津市まなび支援センター所長 (教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括)
木更津市立清見台公民館長	星 野 隆 弘	木更津市立富来田公民館長
木更津市立富来田公民館長	稲 木 章 宏	木更津市立岩根公民館主幹 木更津市立岩根公民館副館長事務取扱い

## 2 指導主事

(1) 退職（平成29年3月31日付） 3名

現職名	氏名	備考
指導主事	廣部 昌弘	木更津市立木更津第一中学校校長
指導主事	今井 克彦	木更津市立清見台小学校校長
指導主事	中尾 崇	木更津市立畑沢中学校教頭

(2) 任命（平成29年4月1日付） 5名

新職名	氏名	備考
指導主事	河野 勝	教育部参事 教育部学校教育課長事務取扱い
指導主事	森田 妙子	教育部学校教育課副主幹
指導主事	劔持 清人	教育部学校教育課主査
指導主事	内海 雅彦	教育部学校再編課主幹 (学校再編担当総括)
指導主事	齊藤 毅人	木更津市まなび支援センター所長 (教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括)

## 3 学芸員

(1) 任命（平成29年4月1日付） 1名

新職名	氏名	備考
学芸員	松本 勝	木更津市郷土博物館金のすず副主幹

平成 2 9 年 3 月 2 3 日提出

# 教育委員会会議議案

(その3 議案第12号)

木更津市教育委員会

議案第12号

木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について

別紙のとおり木更津市立公民館長を任命することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第19号の規定により、議決を求める。

平成29年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

提案理由

非常勤職員をもって充てる教育機関（公民館）の長の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。



木更津市立公民館長（非常勤職員）候補者名簿

職名	氏名	生年月日	初年度発令	通算年数	前職
岩根公民館長 高柳市民学習会館長	エノサワ 江野澤 カズヒコ 和彦	■■■■■	H 26. 4. 1	3年	元市役所職員
鎌足公民館長	タカハシ 高橋 トシユキ 利幸	■■■■■	H 28. 4. 1	1年	元市役所職員
金田公民館長 金田市民学習会館長	タケウチ 竹内 ヨシコ 淑子	■■■■■	H 29. 4. 1	新規	前金田小学校校長
中郷公民館長 中郷コミュニティーセンター館長	カウ 加藤 タカアキ 高明	■■■■■	H 29. 4. 1	新規	前清見台小学校校長
富岡公民館長	ツユザキ 露崎 ヨシオ 善男	■■■■■	H 28. 4. 1	1年	元市役所職員
文京公民館長 文京市民学習会館長	イトウ 伊藤 タカシ 孝	■■■■■	H 27. 4. 1	2年	元請西小学校校長
八幡台公民館長	セキグチ 関口 アキラ 明	■■■■■	H 28. 4. 1	1年	元木更津第一小学校校長
東清公民館長	タカハシ 高橋 エイジ 栄二	■■■■■	H 28. 4. 1	1年	元市役所職員
岩根西公民館長 岩根西市民学習会館長	ワカナベ 若鍋 トモユキ 知幸	■■■■■	H 27. 4. 1	2年	元波岡中学校校長
西清川公民館長 西清川市民学習会館長	ワタナベ 渡辺 ケンイチ 賢一	■■■■■	H 29. 4. 1	新規	前市役所職員
波岡公民館長	イシイ 石井 ハルヒサ 春久	■■■■■	H 29. 4. 1	新規	前鎌足小学校校長
桜井公民館長 桜井市民学習会館長	シノハラ 篠原 カズユキ 和行	■■■■■	H 28. 4. 1	1年	元祇園小学校校長

平成 2 9 年 3 月 2 3 日提出

# 教育委員会会議議案

(その4 議案第13号)

木更津市教育委員会

議案第13号

木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について

別紙のとおり木更津市郷土博物館金のすず館長を任命することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第19号の規定により、議決を求める。

平成29年3月23日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

提案理由

非常勤職員をもって充てる教育機関（博物館）の長の人事を行うことについて、議決を得ようとするものである。



木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）  
候補者名簿

氏名	生年月日	初年度発令	通算年数	前職
石井 良幸 イシイ ヨシユキ	■■■■■	H 25. 4. 1	4年	元市役所職員

平成 2 9 年 3 月 2 3 日提出

# 教育委員会会議議案

(その5 報告第2号)

木更津市教育委員会

報告第 2 号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 9 年 3 月 2 3 日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

平成29年3月10日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

臨時代理第2号

校長及び教頭等の任免の内申について

別紙のとおり

## 1 教育委員会

(退 職)

氏 名	旧 任	備 考
廣部 昌弘	教育部参事兼学校教育課長	木更津第一中学校校長
今井 克彦	教育部学校教育課主幹 兼 指導担当 総括	清見台小学校校長
中尾 崇	教育部学校教育課副主幹	畑沢中学校教頭

(採 用)

氏 名	新 任	旧 任
河野 勝	教育部参事 兼 学校教育課長	富来田中学校校長
森田 妙子	教育部学校教育課副主幹	清川中学校養護教諭
釧持 清人	教育部学校教育課主査	木更津第二中学校教諭
内海 雅彦	教育部学校再編課主幹 兼 学校再編 担当総括	木更津第一小学校教頭
齊藤 毅人	まなび支援センター所長 兼 教育相 談担当総括 兼 教職員研修担当総括	岩根中学校教頭

## 2 校 長

(退 職)

氏 名	旧 任	備 考
加藤 高明	清見台小学校校長	定年
石井 春久	鎌足小学校校長	定年
竹内 淑子	金田小学校校長	定年
住沢 武美	木更津第一中学校校長	定年
河野 勝	富来田中学校校長	教育部参事兼学校教育課長

(採 用)

☆印は昇格者を示す

氏 名	新 任	旧 任
今井 克彦	清見台小学校校長 ☆	教育部学校教育課主幹 兼 指導担当 総括
榎本 聡	鎌足小学校校長 ☆	県総合教育センター研究指導主事
高野 芳一	金田小学校校長 ☆	県南房総教育事務所管理主事
廣部 昌弘	木更津第一中学校校長	教育部参事兼学校教育課長

(配置換え)

☆印は昇格者を示す

氏 名	新 任	旧 任
小峯 清茂	富来田中学校校長 ☆	畑沢中学校教頭

### 3 教 頭

(退 職)

氏 名	旧 任	備 考
内海 雅彦	木更津第一小学校教頭	教育部学校再編課主幹 兼 学校再編担当総括
高橋 等	南清小学校教頭	県南房総教育事務所管理主事
古閑 晃一	波岡小学校教頭	定年
齊藤 毅人	岩根中学校教頭	まなび支援センター所長 兼 教育相談担当総括 兼 教職員研修担当総括

(採 用)

☆印は昇格者を示す

氏 名	新 任	旧 任
中尾 崇	畑沢中学校教頭 ☆	教育部学校教育課副主幹

(転 入)

☆印は昇格者を示す

氏 名	新 任	旧 任
佐藤 雅之	東清小学校教頭 ☆	富津市立金谷小学校教諭

(配置換え)

☆印は昇格者を示す

氏 名	新 任	旧 任
齋藤 雄一	木更津第一小学校教頭	木更津第二小学校教頭
熊切 和也	木更津第二小学校教頭 ☆	東清小学校教諭
石渡 勇斗	南清小学校教頭	真舟小学校教頭
土生こずえ	波岡小学校教頭 ☆	金田小学校教諭
北川 久雄	馬來田小学校教頭	東清小学校教頭
向井 浩二	畑沢小学校教頭	馬來田小学校教頭
木村 高士	八幡台小学校教頭	畑沢小学校教頭
座間 良彦	真舟小学校教頭	八幡台小学校教頭
石井 隆久	岩根中学校教頭 ☆	木更津第一中学校教諭